

<月次報告様式（新様式 令和5年4月～）>

令和7年度 公文書開示（1月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	R7.11.12	R8.1.9	特定非営利活動法人〇〇の平成〇〇年度～〇〇年度 事業報告書等提出書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の名簿、平成〇〇年度～〇〇年度 計算書類の注記、平成〇〇年度～〇〇年度 財産目録、平成〇〇年度～〇〇年度 役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿、平成〇〇年度～〇〇年度 認定(仮認定)特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書(第20号様式)、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類、役員 の状況(第3表付表1)、監査報告書	69		1													【東京都情報公開条例第7条第2号】 個人に関する情報で特定の個人を識別できるため 【東京都情報公開条例第7条第3号】 法人に関する情報で、法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため 【東京都情報公開条例第7条第4号】 公にすることにより、偽造等の犯罪の予防に支障を及ぼすため	生活文化局都民生活部管理法人課



月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
4	R7.12.26	R8.1.22	「令和7年度男女平等参画事業の戦略的な広報展開に係るパブリシティサポート業務委託」企画審査会 審査結果	1		1													【東京都情報公開条例第7条第2号】 個人に関する情報で、他の情報と照合することにより特定の個人を識別できるため 【東京都情報公開条例第7条第3号】 公にすることにより、法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため 【東京都情報公開条例第7条第6号】 審査会は非公開で行うこととしており、各委員の採点結果を公にすると、委員の公平な審査に影響を及ぼすおそれがあり、今後の審査会事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	生活文化局都民生活部男女平等参画課
5	R7.12.5	R8.1.28	私立学校教育助成金調査表(A表)「2事業活動収支計算書(令和6年度決算)」「3貸借対照表(令和6年度)」(学校法人〇〇ほか185法人)	372		1					1								【東京都情報公開条例第7条第3号】 開示により法人の収入・支出の状況や財産状況を相当程度具体的に把握することが可能となり、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められる。	生活文化局私学部私学行政課
6	R7.12.1	R8.1.29	(1) 住都ウ第433号「令和4年度都内男女平等参画(女性)センター館長等会議の開催及びそれに伴う事前調査の依頼について」 (2) 住都ウ第527号「令和4年度都内男女平等参画(女性)センター館長等会議(オンライン)の開催及び資料の作成について(依頼)」 (3) 住都ウ第444号「令和5年度都内男女平等参画(女性)センター館長等会議の開催及び資料等の作成について(依頼)」 (4) 住都ウ第672号「令和6年度都内男女平等参画(女性)センター館長等会議の開催及び資料等の作成について(依頼)」	37		1														生活文化局都民生活部東京ウィメンズプラザ



月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
8	R7. 12. 1	R8. 1. 30	(起案関係：令和2年度) ・東京都配偶者暴力被害者等セーフティネット強化支援交付金の内示及び交付申請書の提出について(起案) ・性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金(配偶者暴力被害者等支援調査研究事業)の提出について(起案) ・東京都配偶者暴力被害者等セーフティネット強化支援交付金の交付決定について(起案) ・性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金(配偶者暴力被害者等支援調査研究事業)実績報告書の提出について(起案) ・性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金(配偶者暴力被害者等支援調査研究事業)の歳入調定について(起案) (起案関係：令和3年度) ・性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金(配偶者暴力被害者等支援調査研究事業)の提出について(起案)	2424		1													【東京都情報公開条例第7条第2号】 公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため 【東京都情報公開条例第7条第3号】 公にすることにより、法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため 【東京都情報公開条例第7条第4号】 公にすることにより、法人印の偽造、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため 公にすることにより、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため 【東京都情報公開条例第7条第6号】 公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため	生活文化局都民生活部男女平等参画課





月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
9	R7. 12. 1	R8. 1. 30	以下の法人及び施設に関する文書で、〇〇年度から〇〇年度までに決裁又は保存された文書のうち、東京都配偶者暴力被害者等セーフティネット強化支援交付金に係る全ての文書。 対象法人：〇〇〇〇 対象事業所：〇〇 (3)補助金交付決定及び実績報告書に関する文書一式 (4)所管部局内部における本件関連決裁文書一式					1											【東京都情報公開条例第7条第4号】 当該公文書が存在するか否かを答えるだけで、東京都情報公開条例第7条第4号に規定する「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、控訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」として、特定の個人の行動予定等が明らかにされ、その結果これらの人々が犯罪の被害者となるおそれがあると認められる情報を公にすることとなることから、東京都情報公開条例第10条に基づき、当該公文書の存否を明らかにせず、当該開示情報を拒否する。	生活文化局都民生活部男女平等参画課